

平成30年 No.25

○東京学芸大学附属学校運営規程の一部を改正する規程

改正理由

附属学校運営会議における代理者の出席を認める対象を拡大し，附属学校運営に支障のないようにするため，所要の改正を行うものである。

承認経過

平成30年 7月25日 教育研究評議会 審議・承認

東京学芸大学附属学校運営規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成30年 7 月26日

国立大学法人東京学芸大学長

出 口 利 定

平成30年規程第19号

東京学芸大学附属学校運営規程の一部を改正する規程

東京学芸大学附属学校運営規程（平成16年規程第24号）の一部について，別紙新旧
対照表の右欄を，左欄のように改正する。

東京学芸大学附属学校運営規程の一部改正について

改正理由：附属学校運営会議における代理者の出席を認める対象を拡大し，附属学校運営に支障のないようにするため，所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>[省略]</p> <p>第2節 附属学校運営会議</p> <p>[省略]</p> <p>(組織)</p> <p>第38条 運営会議は，次に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1) 附属学校を所掌する副学長</p> <p>(2) 運営部長</p> <p>(3) 運営参事</p> <p>(4) 附属学校長又は副校長 4名</p> <p>(5) 統括副校長</p> <p>(6) 事務局長</p> <p>2 前項第4号の委員は，運営会議の意見を聴き，副学長が任命する。</p> <p>[省略]</p> <p>(委員長等)</p> <p>第40条 運営会議に委員長を置き，附属学校を所掌する副学長をもって充てる。</p> <p>2 運営会議は，委員長が主宰する。</p> <p>3 委員長に事故があるときは，委員長があらかじめ指名する委員が，その職務を代行する。</p> <p>(会議)</p> <p>第41条 運営会議は，委員の3分の2以上の出席がなければ会議を開くことができない。<u>ただし，第38条第1項第4号の委員については，附属学校長又は副校長のうちから委員長が指名した代理者の出席を可とし，同項第6号の委員に</u></p>	<p>[省略]</p> <p>第2節 附属学校運営会議</p> <p>[省略]</p> <p>(組織)</p> <p>第38条 運営会議は，次に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1) 附属学校を所掌する副学長</p> <p>(2) 運営部長</p> <p>(3) 運営参事</p> <p>(4) 附属学校長又は副校長 4名</p> <p>(5) 統括副校長</p> <p>(6) 事務局長</p> <p>2 前項第4号の委員は，運営会議の意見を聴き，副学長が任命する。</p> <p>[省略]</p> <p>(委員長等)</p> <p>第40条 運営会議に委員長を置き，附属学校を所掌する副学長をもって充てる。</p> <p>2 運営会議は，委員長が主宰する。</p> <p>3 委員長に事故があるときは，委員長があらかじめ指名する委員が，その職務を代行する。</p> <p>(会議)</p> <p>第41条 運営会議は，委員の3分の2以上の出席がなければ会議を開くことができない。<u>ただし，第38条第1項第6号の委員については，当該委員が指名した代理者の出席を可とする。</u></p>

ついては、当該委員が指名した代理者の出席を可とする。

- 2 議決を要する事項については、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見を述べさせることができる。

〔省略〕

附 則

この規程は、平成30年7月26日から施行する。

- 2 議決を要する事項については、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見を述べさせることができる。

〔省略〕